

宮古地方振興局長告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、荒川土地改良区（下閉伊郡山田町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年4月24日

宮古地方振興局長 大 矢 正 昭

1 就任

(1) 理事

斎藤 国三郎	下閉伊郡山田町荒川8地割67番地
芳賀 敬夫	〃 〃 〃 3地割40番地
平山 林盛	〃 〃 石峠3地割48番地
佐々木 正徳	〃 〃 荒川8地割72番地
芳賀 慶一	〃 〃 〃 5地割1番地
佐藤 久夫	〃 〃 〃 10地割48番地
斎藤 誠一	〃 〃 〃 5地割32番地

(2) 監事

瀬川 智宏	下閉伊郡山田町荒川3地割28番地
佐藤 慶博	〃 〃 〃 9地割88番地

2 退任

(1) 理事

斎藤 国三郎	下閉伊郡山田町荒川8地割67番地
芳賀 敬夫	〃 〃 〃 3地割40番地
平山 林盛	〃 〃 石峠3地割48番地
佐々木 正徳	〃 〃 荒川8地割72番地
芳賀 慶一	〃 〃 〃 5地割1番地
佐藤 久夫	〃 〃 〃 10地割48番地
斎藤 誠一	〃 〃 〃 5地割32番地

(2) 監事

瀬川 智宏	下閉伊郡山田町荒川3地割28番地
佐藤 慶博	〃 〃 〃 9地割88番地